

13-8 新設住宅の着工戸数【住宅着工統計調査】

○住宅の種類別・建て方別

(各年度末時点、単位：戸・㎡)

年 度	新 設 住 宅 の 総 数																う ち 専 用 住 宅				う ち 併 用 住 宅		う ち 其 他 の 住 宅	
	一 戸 建		長 屋 建		共 同 住 宅		合 計		一 戸 建		長 屋 建		共 同 住 宅		合 計		合 計							
	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積				
平成30年度	2,310	205,344	1,178	138,233	400	21,379	732	45,732	2,301	204,245	1,169	137,134	400	21,379	732	45,732	9	1,099	-	-				
令和元年度	2,072	193,154	1,107	129,951	255	14,395	710	48,808	2,045	190,486	1,099	128,915	247	14,130	699	47,441	27	2,668	-	-				
2	1,966	202,026	970	113,151	223	10,920	773	77,955	1,955	200,430	962	111,869	223	10,920	770	77,641	11	1,596	-	-				
3	2,410	200,776	1,213	139,686	315	16,905	882	44,185	2,357	198,103	1,211	139,510	315	16,905	831	41,688	53	2,673	-	-				
4	2,334	182,612	1,102	122,415	307	12,783	925	47,414	2,318	181,425	1,098	121,972	307	12,783	913	46,670	16	1,187	-	-				

資料：国土交通省「住宅着工統計調査」

※住宅の種類別について

- ・「専用住宅」とは、専ら居住の目的のために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないもの。
- ・「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、工場及び作業場、診療所等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のもの。
- ・「その他の住宅」とは、工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、これらと結合（1つの建築物（棟）又は棟続き）している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものをその他の住宅とする。

※建て方別について

- ・「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるもの。
- ・「長屋建」とは、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にしそれぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
- ・「共同住宅」とは、1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。

○利用関係別

(各年度末時点、単位：戸・㎡)

年 度	総 数		持 家		貸 家		給与住宅		分譲住宅	
	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積	戸 数	床 面 積
平成30年度	2,310	205,344	789	97,332	1,009	54,370	6	1,365	506	52,277
令和元年度	2,072	193,154	745	91,126	704	38,302	4	488	619	63,238
2	1,966	202,026	704	85,219	552	27,425	1	148	709	89,234
3	2,410	200,776	828	99,194	1,112	56,095	2	186	468	45,301
4	2,334	182,612	637	73,470	1,145	52,261	2	387	550	56,494

資料：国土交通省「住宅着工統計調査」

※利用関係別について

- ・「持家」とは、建築主（個人）が自分で居住する目的で建築するもの。
- ・「貸家」とは、建築主が賃貸する目的で建築するもの。
- ・「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
- ・「分譲住宅」とは、建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

※「住宅着工統計調査」とは、建築基準法に基づき、建築主から都道府県知事に提出された建築工事届のうち住宅部分について集計したもので、新設住宅着工戸数、着工床面積を把握できるなど住宅建設のフローに関する基礎的データで、住宅投資の動きを見るための代表的な指標となる。

※「住宅の新設」とは、住宅の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。